

## 包括的支援情報連携システム構築支援業務概要説明書

### 1 業務の目的

包括的支援情報連携システム構築支援業務とは、複数の相談機関で支援しているケースや将来的に複数の相談機関が関わるケースが予想されるケースについて、民間事業者等からICT等の先進技術を用いた課題解決策を募集し、優秀な課題解決策を採択して実証実験を実施し、効果検証を行う事業のことである。

本市では、包括的支援情報連携システム構築支援業務を実施するため、実証実験の準備やプロトタイプの作成、次年度発注に向けた書類作成に関する支援業務を委託するものである。

### 2 委託業務名

包括的支援情報連携システム構築支援業務委託

### 3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4 主な委託場所

長久手市役所他

### 5 業務内容

#### (1) 事業の概要

包括的支援情報連携システムのプロトタイプの構築

#### (2) スケジュール（案）

令和4年	8月	実証企業の選考
	9月～10月	プロトタイプ作成
	11月～12月	実証プロジェクトの準備及び実施
令和5年	1月～3月	次年度発注に向けた仕様書作成等

#### (3) 業務内容

ア 受託者は、ICT等の先進技術に関して、豊富な経験や知見を有するプロジェクトマネージャーを選定することとし、本事業が円滑に進むようプロトタイプの構築から実証実験の実施に向けた準備まで一貫してマネジメントを行うものとする。

イ 業務の実施にあたっては、以下に定める事項を確実に行うものとする。

##### (ア) 実証企業の選定

市が実施した募集に対して、応募があった企業の提案内容を精査し、実証企業を決定する。

(イ) プロトタイプの作成

- ・ 現状、行政課題となっている個別支援の連携について、(ア)で選定した企業とともに課題解決に向けたシステムの構築に係るプロトタイプを作成する。
- ・ プロトタイプの作成にあたって、ワークショップ等の手段を用いて、担当部署が抱える課題など必要な項目及び機能を整理する。

(ウ) 実証プロジェクトの準備及び実施

- ・ 実証実験が円滑に行われるよう、地域共生推進課及び担当部署の準備作業を支援する。
- ・ 担当部署向けに、スタートアップ企業との協働を成功させるため、(イ)で作成したプロトタイプや業務分析を行うための説明会等を1回実施する。
- ・ 地域共生推進課に対し、業務分析・データ収集・他市事例研究などの実施を支援し、適宜アドバイスを実施する。(月1回程度ミーティング)

(エ) 次年度契約事務に向けた仕様書等の作成

実証プロジェクトの内容を反映させた仕様書等を作成する。

(オ) 定例ミーティングの実施

地域共生推進課及び担当部署で定期的にミーティングを行い全体のプロジェクト管理を行う。(月1～2回程度を想定)

(カ) その他これらに付随する業務

(キ) 業務報告書の提出

電子データ及び印刷物1部を令和5年3月31日までに作成すること。

6 その他

- (1) 業務遂行にあたり知りえた個人情報、個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び長久手市個人情報保護条例(平成16年長久手町条例第7号)により適切に管理すること。
- (2) 本仕様にて定めのない事項又は業務上、疑義が発生した場合など、業務の遂行にあたっては、長久手市と十分に協議をして実施すること。
- (3) 本業務に係る成果物の著作権は、全て長久手市にあるものとする。